令和5年度

喫煙対策実施状況調査結果

（職場における喫煙対策実施状況調査）

山　梨　県

目　次

第１　調査の概要　……………………………………………………　１

第２　調査結果

　１　喫煙率について

　　（１）　喫煙率の状況　…………………………………………　３

　　（２）　男女別・年代別の喫煙率　……………………………　４

　　（３）　調査対象別の喫煙率　…………………………………　５

　２　職場の喫煙対策について

　　（１）　事業所の施設類型　……………………………………　６

　　（２）　屋外喫煙場所の設置率　………………………………　７

　　（３）　屋外喫煙場所を設置している理由　…………………　８

　　（４）　屋外喫煙場所の今後の予定　…………………………　８

　　（５）　屋外喫煙場所を設置していない理由　………………　９

　　（６）　喫煙専用室の設置率　…………………………………　１０

　　（７）　喫煙専用室を設置している理由　……………………　１０

　　（８）　喫煙専用室の設置状況　………………………………　１１

　　（９）　喫煙専用室の今後の予定　……………………………　１１

　　(10)　喫煙専用室を設置していない理由　…………………　１１

　３　職員（従業員）への喫煙対策について

　　（１）喫煙対策の実施率　……………………………………　１２

　　（２）喫煙対策の実施内容　…………………………………　１２

　　（３）喫煙対策を継続するうえでの問題点　………………　１３

　　（４）喫煙対策を実施していない理由　……………………　１３

　　（５）喫煙対策に関する意向　………………………………　１４

　　（６）喫煙対策実施予定の内容　……………………………　１４

　４　たばこに関する知識（認知度）について

　　（１）受動喫煙の害に関する知識　…………………………　１５

　　（２）たばこに関する情報についての認知度　……………　１５

第３　まとめ　…………………………………………………………　１６

令和5年度喫煙対策実施状況調査結果
（職場における喫煙対策実施状況調査）

山 梨 県

第1　調査の概要

１　目的

　喫煙は喫煙者本人のみならず、周囲の非喫煙者の健康にも影響を及ぼすことから、重要な健康課題のひとつである。令和２年４月１日、「健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」）」が全面施行され、多数の人が利用する施設などにおける受動喫煙対策が強化された。

　本調査は、こうした法整備を踏まえ、県内の施設や事業所等における喫煙対策の状況を把握し、本県のたばこ対策の推進を図るための基礎データを得ることを目的として実施する。

２　実施主体

山梨県

３　調査方法

郵送調査法とし、調査票の回答方法は自記式による。

４　調査期間

令和5年11月22日～令和5年12月20日

５　調査基準日

令和5年12月1日

６　調査対象数

国･県の機関、市町村（教育委員会含む。）、病院、学校、
民営事業所（従業員 50 人以上）　　計 1,132 箇所

７　回答施設数及び回収率、対象者数

施 設 数　　781 施設 ／ 回収率 69.0 %（前回 69.5%）
対象者数　　男性 28,442 人、女性 23,658 人 計 52,100 人 （前回 71,717 人）

【表1】 調査対象別の回収率及び対象者数

所属名	対象施設数	回収施設数	回収率	対象者		
				男性	女性	計
国の機関	89	61	68.5	988	326	1,314
県の機関	83	55	66.3	2,713	859	3,572
病院等	68	52	76.5	2,274	5,365	7,639
市町村関係	54	31	57.4	2,276	2,343	4,619
小学校、中学校、高等学校、支援学校	310	288	92.9	3,562	4,284	7,846
大学、短期大学、専門学校	35	28	80.0	1,857	2,403	4,260
民営の事業所	484	266	55.0	14,772	8,078	22,850
不明	9	0	0.0	0	0	0
所属複数		0		0	0	0
合計	1,132	781	69.0	28,442	23,658	52,100

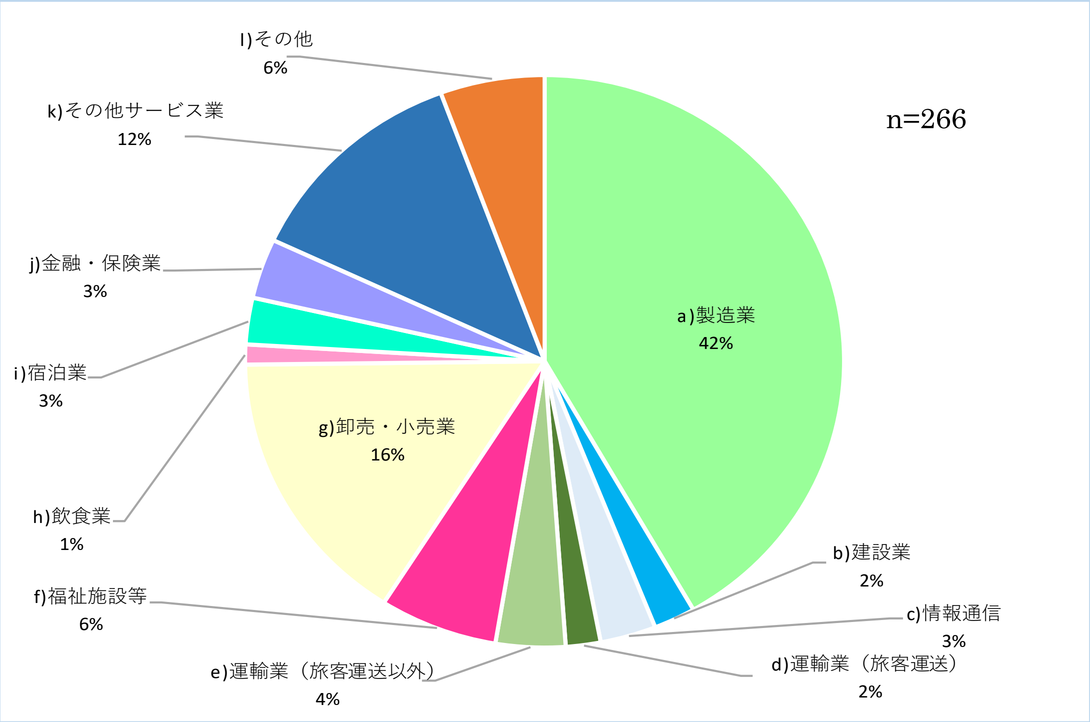

【図1】 回答のあった民営事業所の内訳

【参考】 各調査年度の回収率と調査対象施設

年度	回収率(%)	対象施設
H2	96.3	県の機関、市町村、学校
H4	63.4	国・県の機関、市町村、学校 従業員100人以上の事業所
H6	64.3	
H8	65.1	
H10	68.9	国・県の機関、市町村、学校 従業員100人以上の事業所、病院
H12	80.4	
H14	73.8	
H16	71.4	
H18	70.9	
H20	66.2	国・県の機関、市町村、学校 民営事業所(従業員50人以上の事業所)、病院
H22	72.0	
H24	64.3	
H26	63.7	
H28	67.4	
H30	72.3	
R3	69.5	
R5	69.0	

当調査は、平成2年度から隔年で実施している。
当初は、県の機関・市町村・学校を対象としていたが、適宜調査対象施設の見直しを行い、対象を拡充している。

第２　調査結果

１　喫煙率について

（1）　喫煙率の状況

　回答が得られた781施設の構成員のうち、喫煙者の数は、男性 7,131 人(28,442 人中)、女性 1,417 人(23,658 人中)、合計 8,548 人(52,100 人中)であり、喫煙率は、男性 25.1%、女性 6.0%である。【表2】

　喫煙率の年次推移を見ると、男性の喫煙率は、調査開始当初からは半数に減少しているが、前回の調査結果より4．1ポイント増加している。女性は平成 22 年度から減少しているが、前回の調査結果より 0.5 ポイント増加している。【図2】

【表2】 回答施設数･構成人員･喫煙者(率)

調査対象	回答施設数		構成人員									喫煙者数									喫煙率
			10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計	(%)
国	61	男	2	165	140	207	369	104	1	0	988	0	27	30	45	102	21	0	0	225	22.8
		女	0	56	54	63	114	38	1	0	326	0	1	3	2	6	0	0	1	13	4.0
県	55	男	20	507	676	586	625	182	17	100	2,713	0	166	230	158	133	17	3	20	727	26.8
		女	16	186	201	187	167	60	2	40	859	0	5	7	6	1	1	0	5	25	2.9
病院	52	男	2	474	636	484	331	256	91	0	2,274	0	82	117	124	75	64	13	0	475	20.9
		女	11	1,202	1,098	1,317	1,092	568	77	0	5,365	0	50	66	126	135	53	4	0	434	8.1
市町村	31	男	8	342	491	420	634	364	13	4	2,276	0	56	91	99	160	72	0	0	478	21.0
		女	4	303	482	523	630	385	16	0	2,343	0	10	7	9	23	5	0	0	54	2.3
小・中	288	男	0	561	758	592	933	661	56	1	3,562	0	49	133	100	154	77	3	0	516	14.5
		女	0	605	695	1,032	1,320	598	29	5	4,284	0	7	4	9	3	4	0	0	27	0.6
大	28	男	1	272	444	412	407	306	15	0	1,857	0	20	35	38	40	19	1	0	153	8.2
		女	3	634	557	539	492	176	2	0	2,403	0	16	14	16	9	4	0	0	59	2.5
民営	266	男	130	2,188	3,040	3,769	3,847	1,517	279	2	14,772	2	523	985	1,298	1,282	398	69	0	4,557	30.8
		女	96	1,202	1,407	1,867	2,280	1,018	207	1	8,078	0	75	149	234	234	97	16	0	805	10.0
総計	781	男	163	4,509	6,185	6,470	7,146	3,390	472	107	28,442	2	923	1,621	1,862	1,946	668	89	20	7,131	25.1
		女	130	4,188	4,494	5,528	6,095	2,843	334	46	23,658	0	164	250	402	411	164	20	6	1,417	6.0

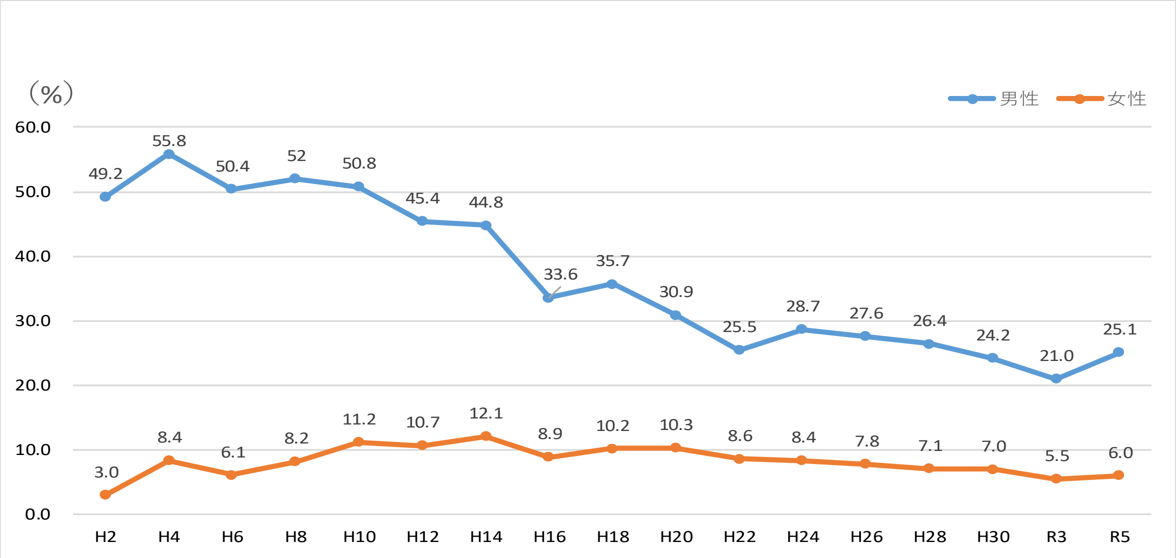

【図2】 喫煙率の年次推移

平成 4 年度調査から 100 人以上の民営事業所を追加
平成 10 年度調査から病院を追加
平成 20 年度調査から民営事業所は 50 人以上に拡大

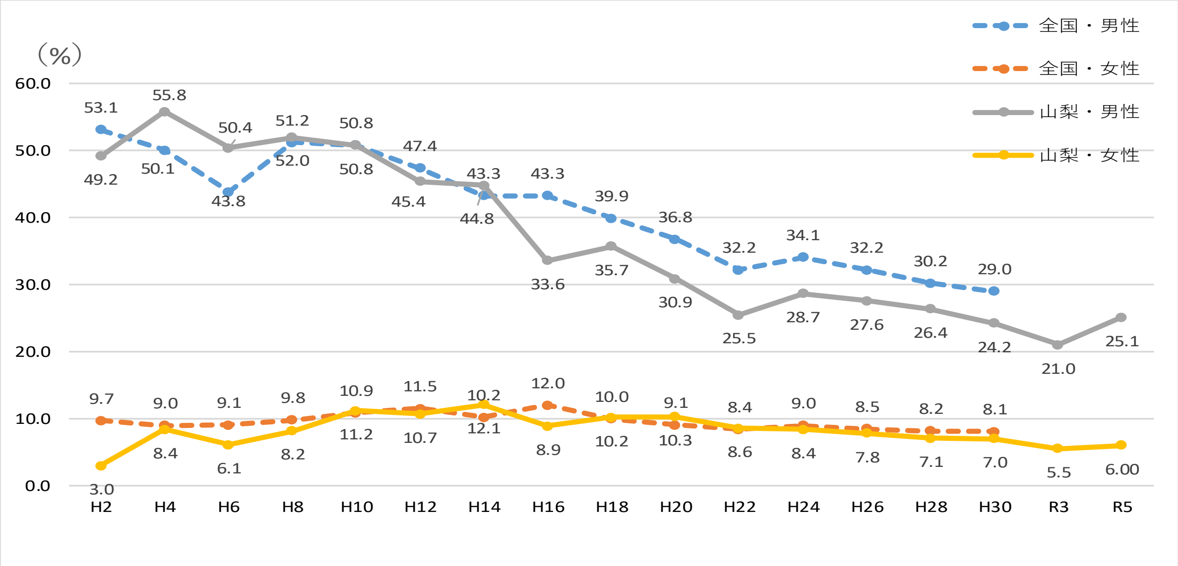

【図3】＜参考＞ 喫煙率の年次推移（全国との比較）

全国の喫煙率：国民健康・栄養調査から
※調査対象は、就業者以外も含まれる。
R3 は、コロナ感染症拡大のため国民健康・栄養調査は未実施

（2） 男女別・年代別の喫煙率

男女別・年代別の喫煙率を見ると、男女ともに 40 歳代まで喫煙率が増加し、以降、減少傾向である。【図4】

改正健康増進法の施行前 H28 と施行後の R3、R5 の推移を見ると、男性の 40 歳代と 50 歳代は R5 の方が H28 より喫煙率が高い。【図5】

女性では 70 歳代で R5 の方が H28 より喫煙率が高い。【図6】

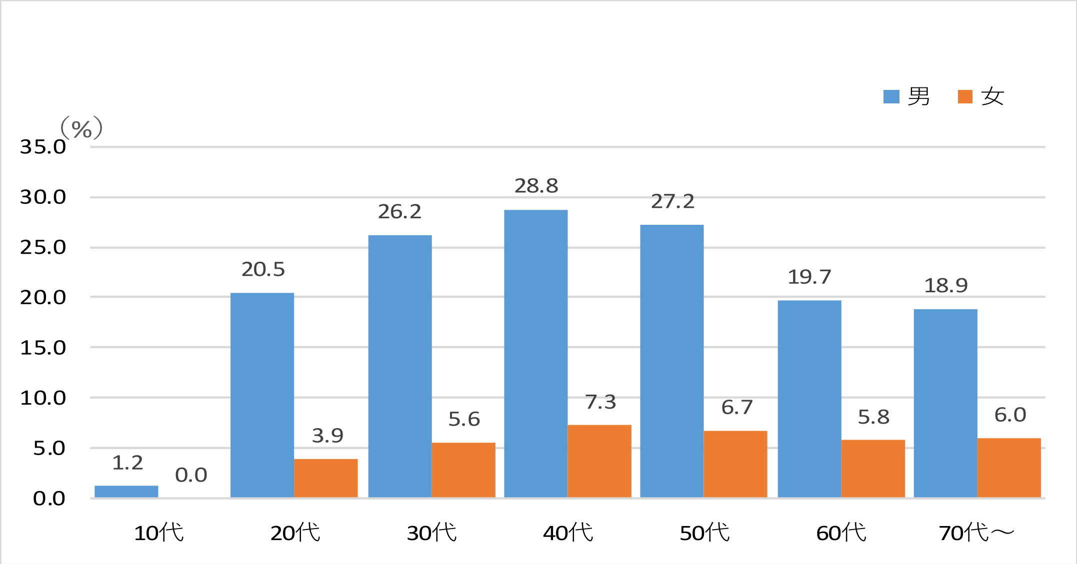

【図 4】 男女別・年代別喫煙率

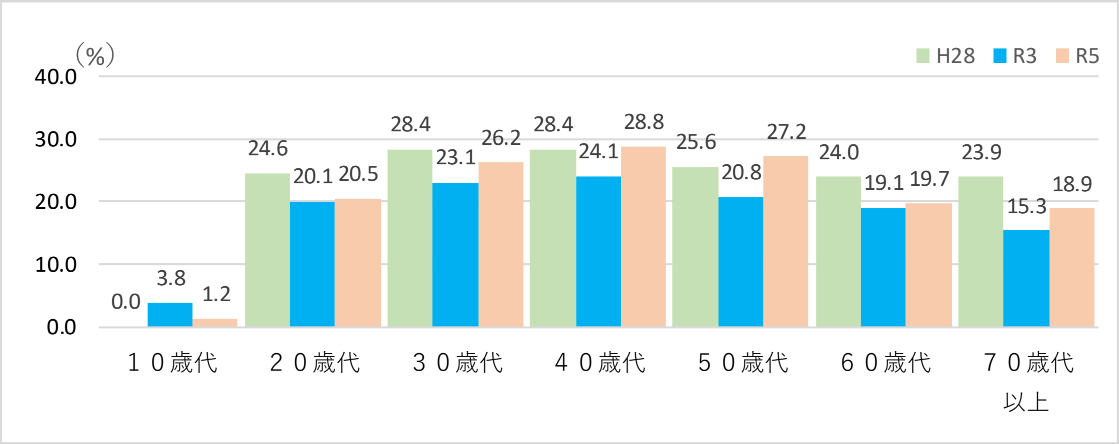

【図5】年代別喫煙率の年次推移（男性）

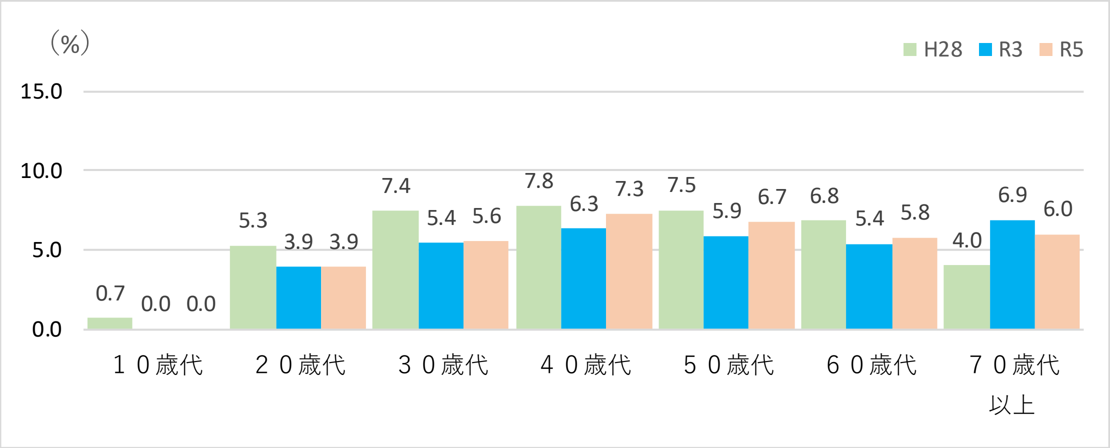

【図6】年代別喫煙率の年次推移（女性）

（３） 調査対象別の喫煙率

調査対象別の喫煙率を見ると、男性は民営事業所、女性は病院が最も高い。県の平均喫煙率を超えているのは、男性では、民営事業所、県の機関であり、女性では、民営事業所、病院等である【図7】。

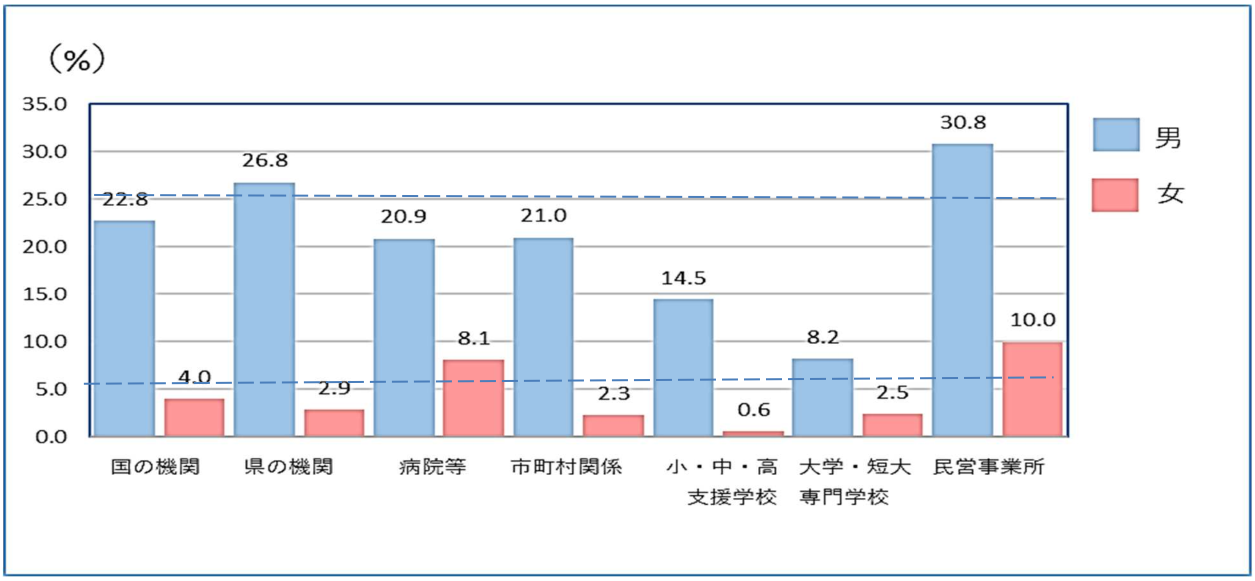

【図7】調査対象別喫煙率

２　職場の喫煙対策について

令和２年４月１日、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行され、施設類型により規制内容が異なる(※)。施行後３年を経過し自施設はどちらに属しているかの認知度や喫煙場所の設置状況、職場の環境面に対する喫煙対策等について聞いたところ、結果は以下のとおりである。

(※)〇第一種施設（多数の者が利用する施設のうち、学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等）は、敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所の設置可）

〇第二種施設（多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設・民営事業所等）は、原則屋内禁煙（喫煙専用室の設置可）

（１）　事業所の施設類型（自施設の類型の理解度）

施設類型理解度は【図８】のとおりで、第一種施設が「敷地内禁煙」と理解している割合は 96.9％であり、第二種施設で「原則屋内禁煙」と理解している割合は 79.3%である。前回調査（R3）と比較すると、第一種施設では 4.9 ポイントの増で、第二種施設では 3.3 ポイントの減であった。第二種施設の中で 32 施設（12.0%）は既に敷地内禁煙としている。

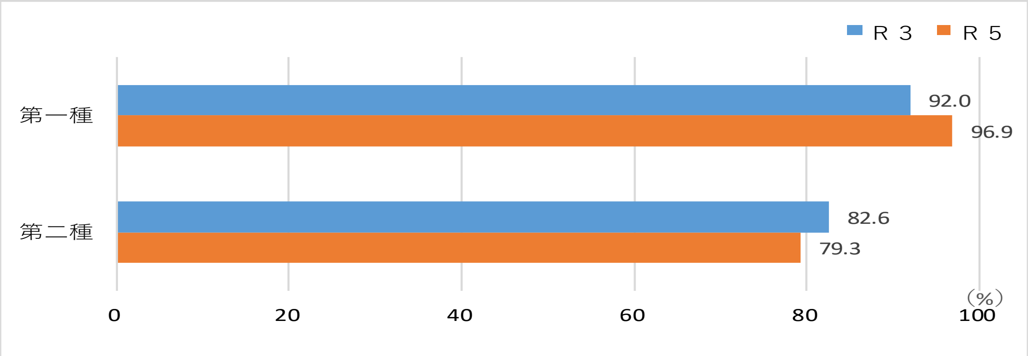

【図８】 事業所の施設類型理解度

第一種施設の認知度は【図９】のとおりであり、どの施設も前回調査時より理解度は向上している。特に小・中・高・支援学校の認知度は 100%である。

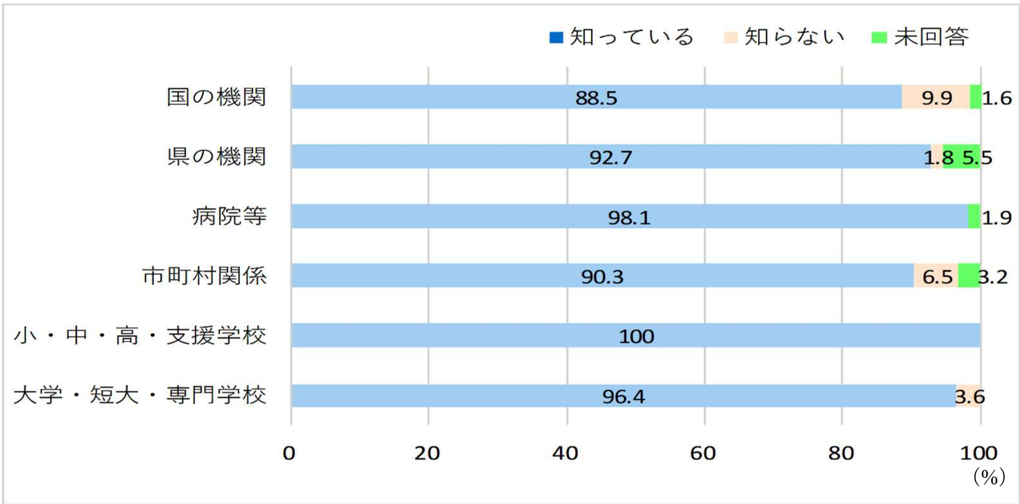

【図９】第一種施設毎の理解度

（2）屋外喫煙場所の設置状況

屋外喫煙場所設置状況は【表３】のとおり。全体では 37%の施設で屋外に喫煙場所を設置している。前回調査では 38%であり、ほぼ横ばいの状況。

【表３】屋外喫煙場の設置率

	施設の種類（%）		計
	第一種	第二種	
設置している	102（19.8%）	188（70.7%）	290（37.1%）
設置していない	407（79.0%）	60（22.5%）	467（59.8%）
未回答	6（1.2%）	18（6.8%）	24（3.1%）
合計	515	266	781

敷地内禁煙である第一種施設では約 20%の施設で屋外に喫煙場所を設置している。前回調査の 22.9%より 3 ポイント減となった。第二種施設においても前回調査の 73.9%より 3 ポイントの減であった。

【表３】の「屋外喫煙場所を設置している」と答えた事業所（n＝290）のうち①「閉鎖型の喫煙場所（プレハブ等）」59 施設、②「喫煙場所と非喫煙場所がパーテーション等で明確に区画」86 施設であった。【図１０】

設置箇所数は①の閉鎖型では１箇所が一番多く(39 施設)、設置している場所は、駐車場･駐輪場の裏、建物の裏、その他敷地内である。②の区画分施設の設置箇所数は、1 箇所が一番多く（66 施設）、設置している場所は、建物から離れた敷地内、建物の裏･隣接箇所、屋上、ベランダ等である。

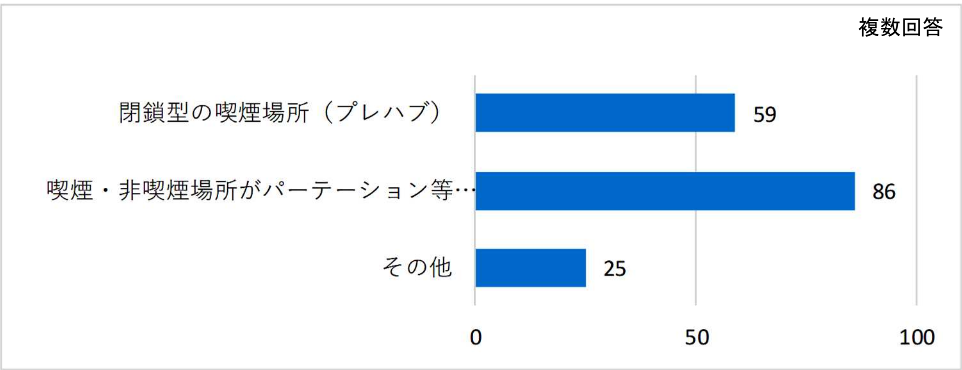

【図１０】喫煙場所の形

（3） 屋外喫煙場所を設置している理由

【表３】の「屋外喫煙場所を設置している」と答えた第一種施設（n＝102）のうち、その理由で最も多かったのは、「職員（従業員）に禁煙を強制できない」が 44.1%、次いで「方針として喫煙場所を設置」が 29.4%である。【図１１】

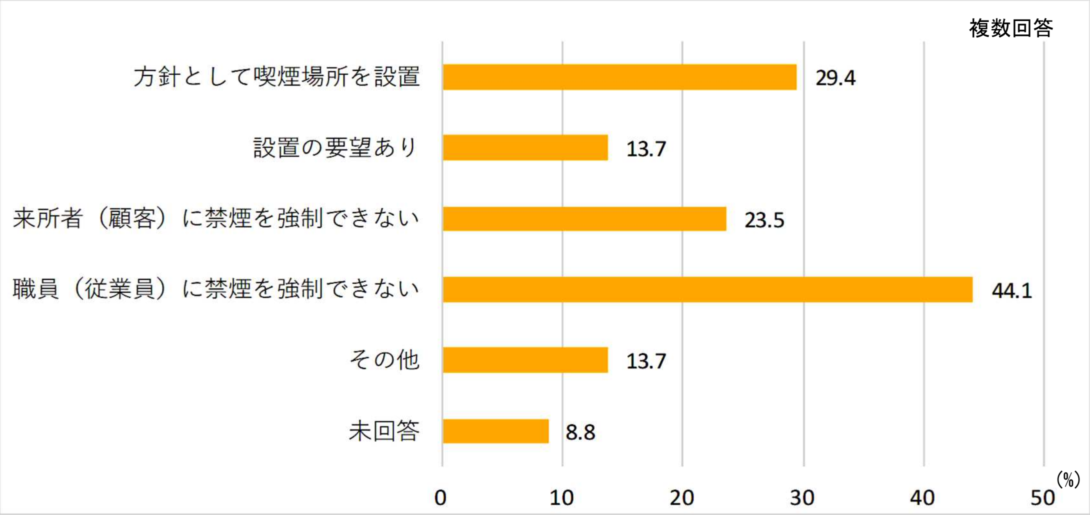

【図１１】 屋外喫煙場所を設置している理由

（4）屋外喫煙場所の今後の予定

【表３】の「屋外喫煙場所を設置している」と答えた第一種施設（n＝102）に対して、今後撤去するかを聞いたところ、最も多かったのは、「継続して設置」が 58.8%、「未定」が 30.4%、「検討中」が 6.96%、「撤去する予定」は 1%である。

第二種施設（n＝188）でも「継続して設置」が 69.7%で、「未定」18.1%、「検討中」9.6%である。【図１２】

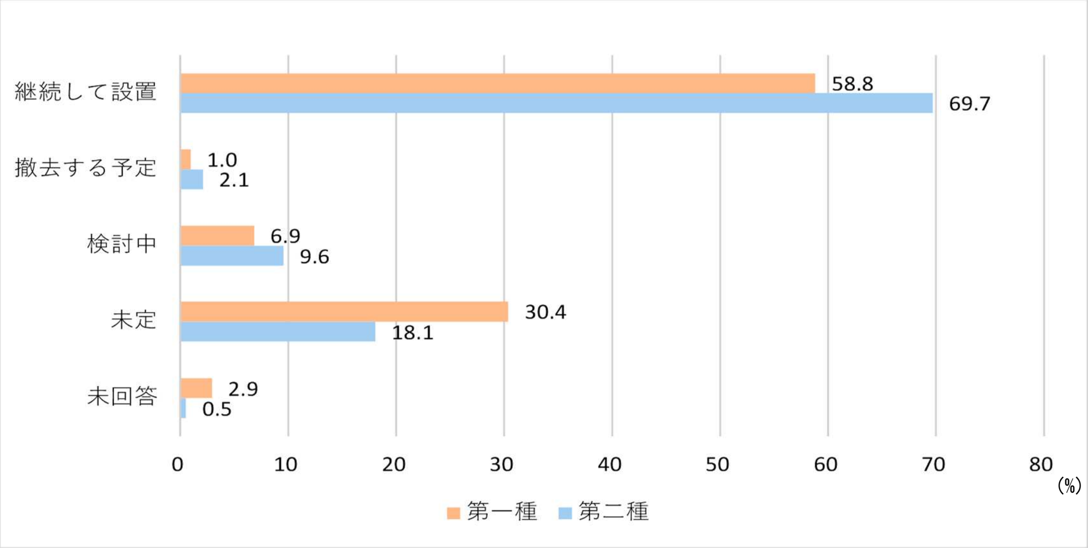

【図１２】屋外喫煙場所の今後の予定

（5） 屋外喫煙場所を設置していない理由

【表3】の「屋外喫煙場所を設置していない」と答えた第二種事業所（n＝60）のうち、屋外喫煙場所を設置していない理由で最も多かったのは、「敷地内禁煙にしている」が 53.3%で、「健康を意識して」が 23.3%、「来所者（顧客）への配慮」が 20.0%である。【図13】

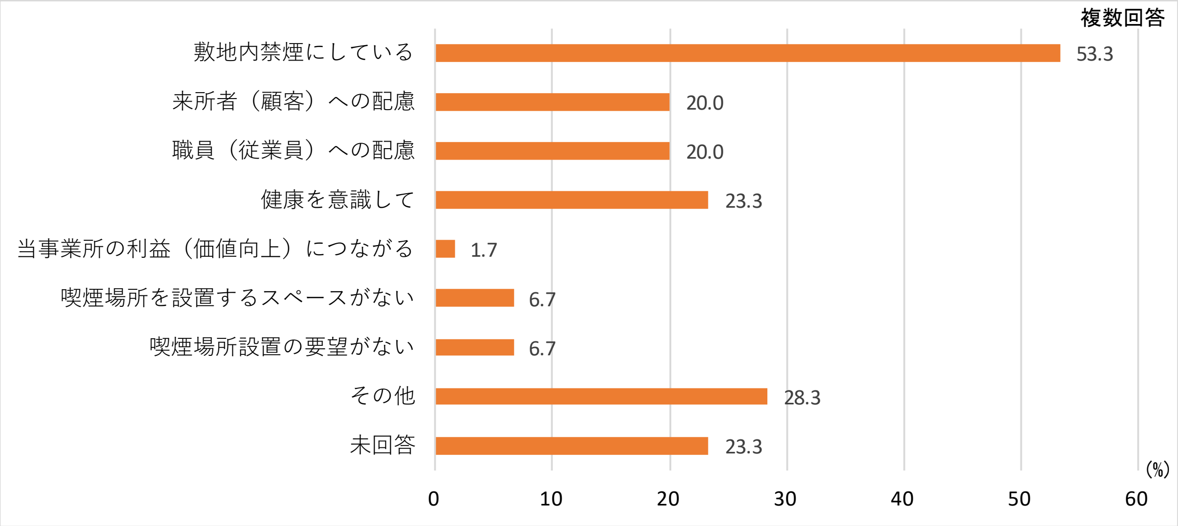

【図13】 屋外喫煙場所を設置していない理由

民営事業所（第二種施設）のみ

（6） 喫煙専用室の設置率

喫煙専用室の設置率は、「設置している」が 15.1％（40 施設）、「設置していない」が 69.5％（185 施設）であり、約 70％は屋内を全て禁煙にしている。【表4】

なお、喫煙専用室を設置せず、屋外喫煙場所を設置していない民営事業所（32 施設）は敷地内禁煙であり、第一種施設の敷地内禁煙（407 施設）と合わせて 439 施設となる。敷地内禁煙の割合は、全事業所に対して 56.2％であり、前回調査結果（58.3％）とほぼ同様であった。

【表4】 喫煙専用室の設置率

	施設数	率（％）
設置している	40	15.1
設置していない（屋内禁煙）	185	69.5
未回答	41	15.4
合計	266	100.0

（7） 喫煙専用室を設置している理由

【表4】の「喫煙専用室を設置している」と答えた事業所（n＝40）のうち、喫煙専用室を設置している理由は、「従業員に禁煙を強制できない」が 55.0％、「方針として設置している」が 52.5％で多い。【図14】

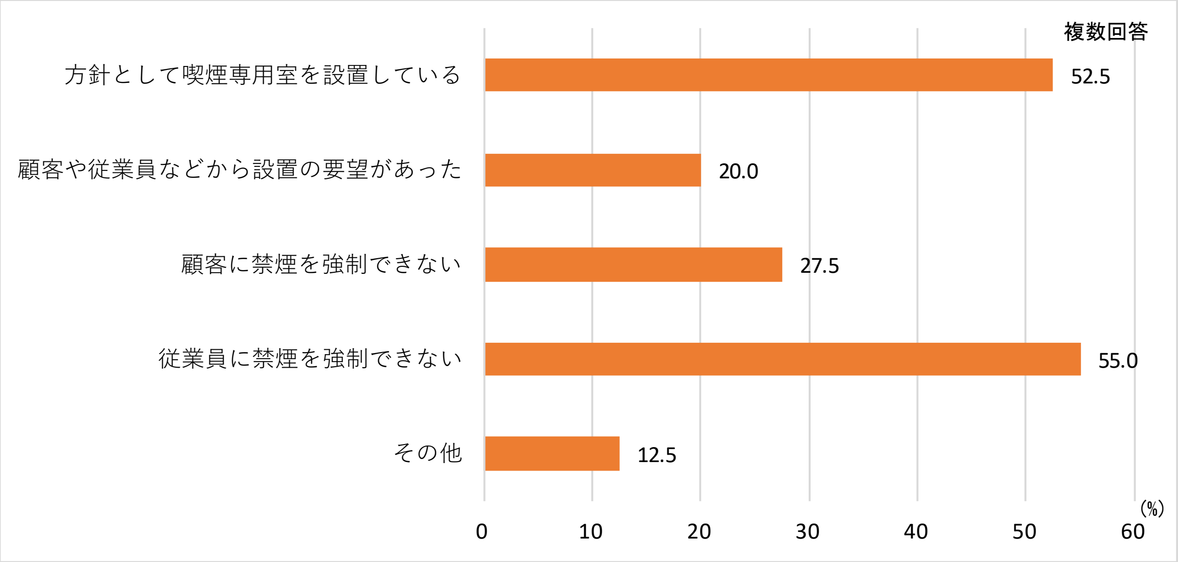

【図14】 喫煙専用室を設置している理由

（8） 喫煙専用室の設置状況

【表4】の「喫煙専用室を設置している」と答えた事業所（n＝40）のうち、①「喫煙専用室」（38 施設）、②「加熱式たばこ喫煙専用室」（3 施設）である。1カ所の施設では①、②の両方を設置していた。

設置個所数は、1 箇所が一番多く（25 施設）、次いで2箇所（7 施設）であり、設置している場所は、休憩室、通路・廊下、別棟、食堂の一角等である。②の設置個所は、1 箇所（3 施設）であり、設置している場所は建物の隅、通路等である。

（9） 喫煙専用室の今後の予定

【表4】の「喫煙専用室を設置している」と答えた事業所（n＝40）に対して、今後撤去するか聞いたところ、最も多かったのは「継続して設置」が 70.0％で、「未定」が 17.5 ％、「検討中」が 12.5％、「撤去する予定」はなかった。【図15】

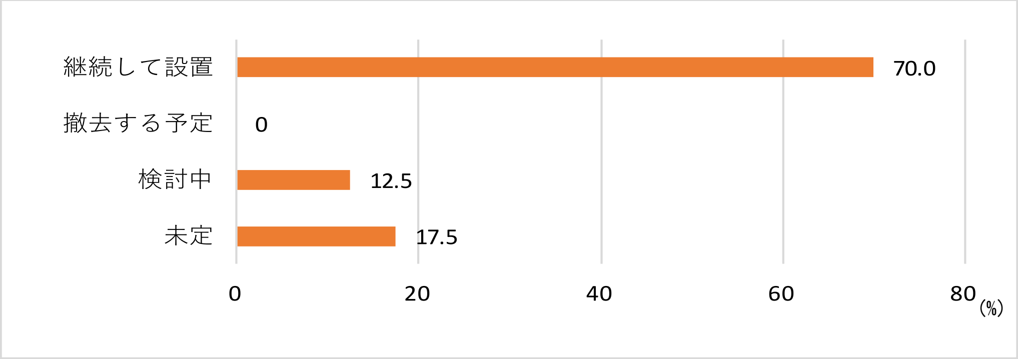

【図15】 喫煙専用室の今後の予定

（10） 喫煙専用室を設置していない理由

【表4】の「喫煙専用室を設置していない」と答えた事業所（n＝185）のうち、喫煙専用室を設置していない理由で最も多かったのは、「屋内禁煙にしている」が 82.2％、次いで「従業員への配慮」が 40.5％、「健康を意識して」が 35.1％である。【図16】

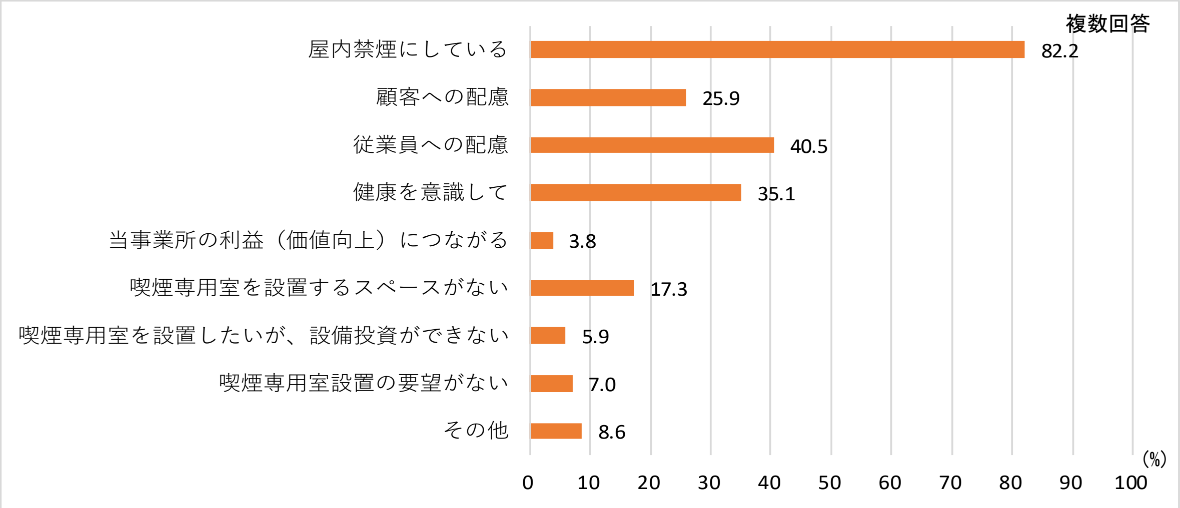

【図16】 喫煙専用室を設置していない理由

3　職員（従業員）への喫煙対策

（1） 喫煙対策の実施率

喫煙対策の実施率は、「実施している」が 52.1%、「実施していない」が 47.5%である。【表５】 「実施している」事業所は、「病院」が 76.9%と最も高く、最も低いのは「国の機関」の 42.6%である。【表６】

【表５】 職員（従業員）への喫煙対策の実施率

	施設数	率（%）
実施している	407	52.1
実施していない	371	47.5
未回答	3	0.4
合計	781	100.0

【表６】職員（従業員）への喫煙対策の実施率（調査対象別）

調査対象	回答数	実施している	割合（%）	実施していない	割合（%）	未回答
国の機関	61	26	42.6	35	57.4	0
県の機関	55	35	63.6	19	34.5	1
病院等	52	40	76.9	12	23.1	0
市町村関係	31	16	51.6	14	45.2	1
小・中・高・支援学校	288	131	45.5	156	54.2	1
大学、短期大学、専門学校	28	12	42.9	16	57.1	0
民営事業所	266	147	55.3	119	44.7	0
合計	781	407	52.1	371	47.5	3

（2） 喫煙対策の実施内容

【表５】の「喫煙対策を実施している」と答えた事業所（n=407）のうち、「禁煙ポスター、パネル、パンフレット等の作成・配布・掲示」が 56.5%で最も多く、次いで「保健指導の中で喫煙の害についても指導する」が 52.3%である。【図17】

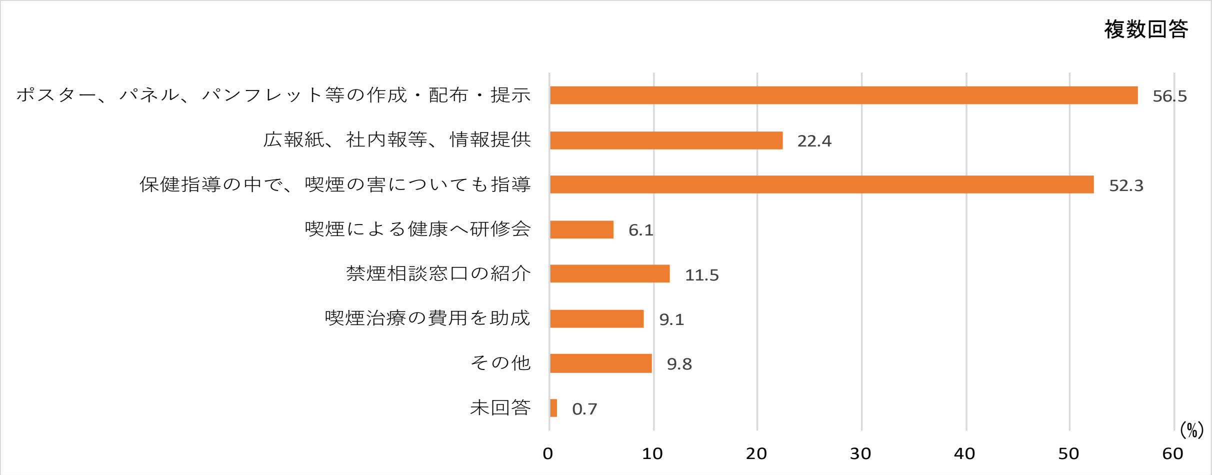

【図17】　職員（従業員）への喫煙対策の実施内容

（3） 喫煙対策を継続するうえでの問題点

【表5】の「喫煙対策を実施している」と答えた事業所（n=407）のうち、喫煙対策を継続するうえでの問題点で最も多かったのは、「喫煙者からの支援の要望がない」が59.2%、次いで「その他」が 22.1%であり、その中には、特になし、禁煙する人が少ない、禁煙する意識がない等の回答もあった。【図18】

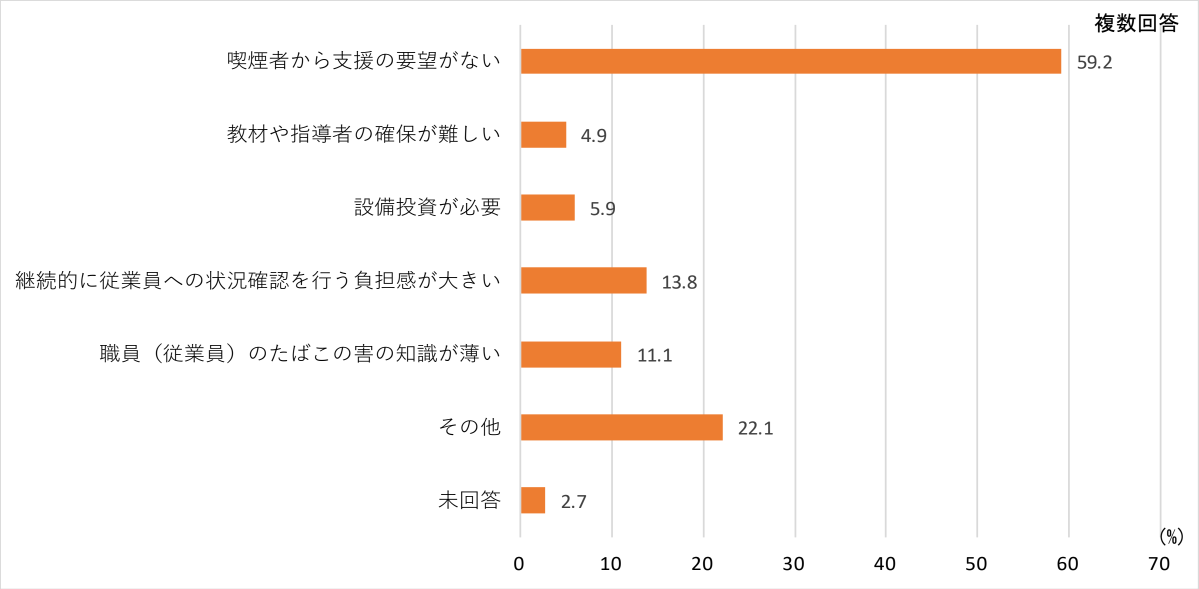

【図18】 職員（従業員）への喫煙対策継続の問題点

（4） 喫煙対策を実施していない理由

【表5】の「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所（n=371）のうち、喫煙対策を実施していない理由で最も多かったのは、「職員（従業員）に禁煙を強制できない」が63.9%、次いで「その他」34.0%であり、その中には、喫煙者がいない、喫煙者が少ない、喫煙者を把握していない等の回答もあった。【図19】

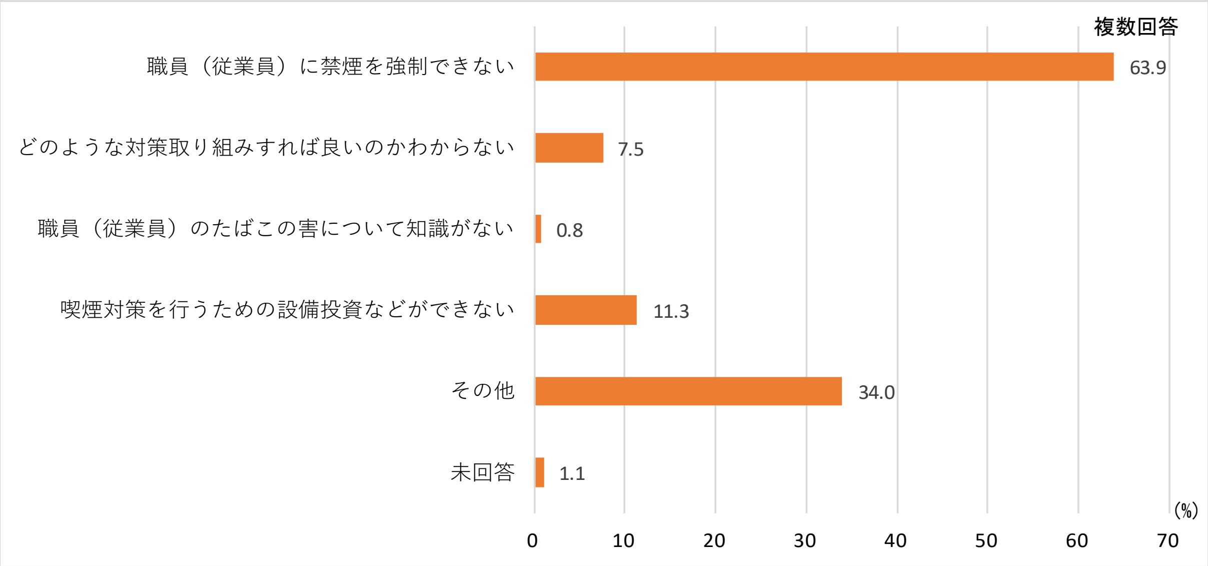

【図19】 職員（従業員）への喫煙対策を実施していない理由

（５） 喫煙対策に関する意向

【表５】の「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所（n=371）に対して、喫煙対策を今後実施する意向があるのか聞いたところ、「未定」が 44.5%、次いで「今後も実施する考えなし」が 31.8%、「将来は実施したい」が 18.6%である。【図20】

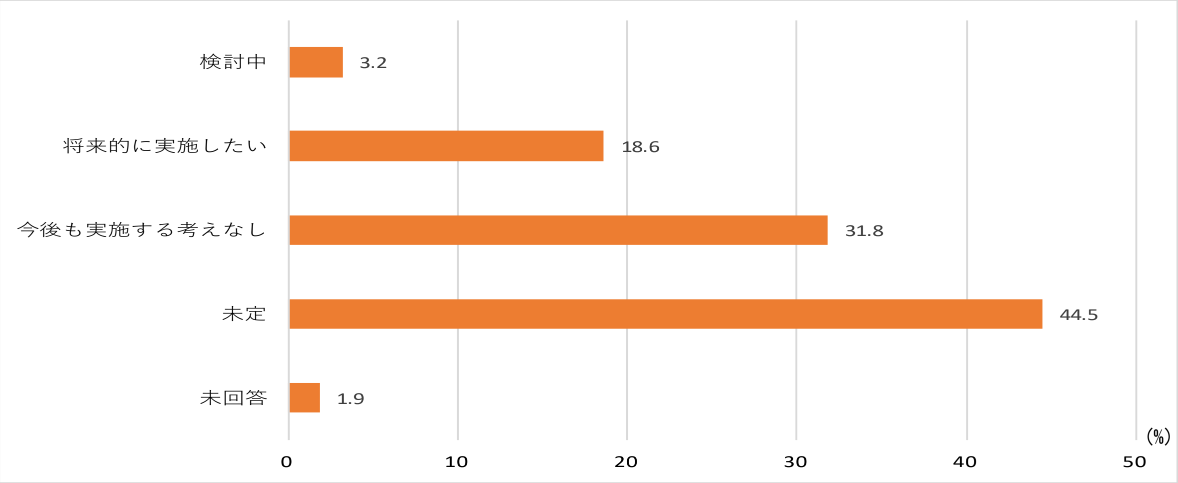

【図20】 職員（従業員）への喫煙対策に関する意向

（６） 喫煙対策実施予定の内容

【表５】の「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所（n=371）のうち、喫煙対策について「検討中」「将来は実施したい」と回答した事業所（n=81）の喫煙対策の内容は、「ポスター、パネル、パンフレット等の作成・配布・掲示」が 66.7%、次いで「保健指導の中で喫煙の害についても指導する」が 35.8%である。【図21】

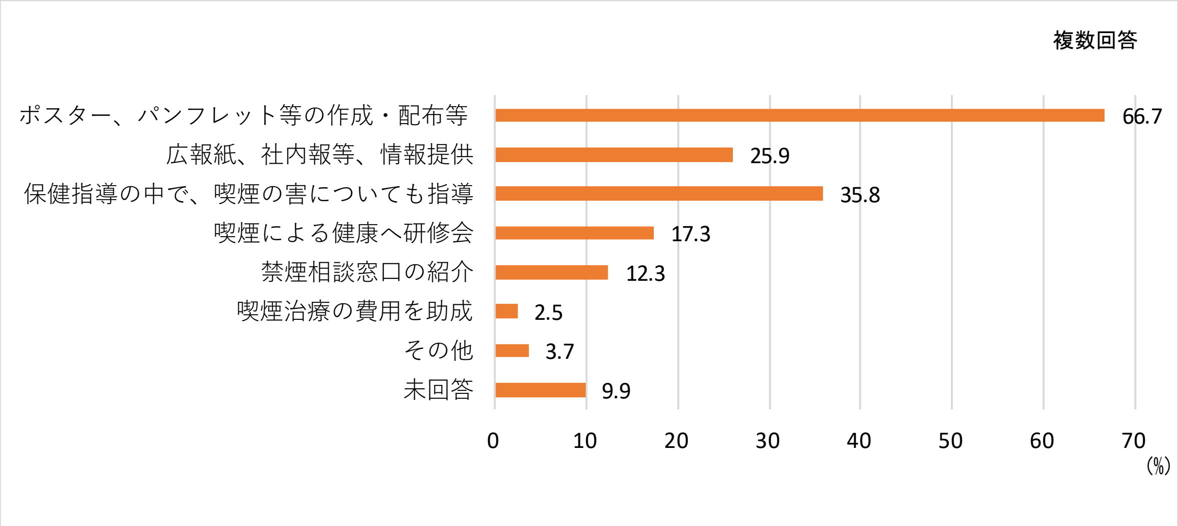

【図21】 職員（従業員）への喫煙対策実施予定の内容

４ たばこに関する知識(認知度)

事業所の衛生管理者又は施設管理者のたばこ対策に関する知識として、受動喫煙と健康障害、たばこ対策に関する法律や情報把握等について聞いたところ、結果は次のとおりであり受動喫煙の害に関する項目では、すべて前回より上昇している。

健康増進法の一部を改正する法律の公布に関しては、「内容を知っている」(59.9%)が前回の調査結果(66.4%)より減少している。法律に罰則があることに関しては、「聞いたことはあるが内容は知らない」「聞いたことがない・知らない」(64.1%)が、前回の調査結果(60.8%)に比べ増加した。

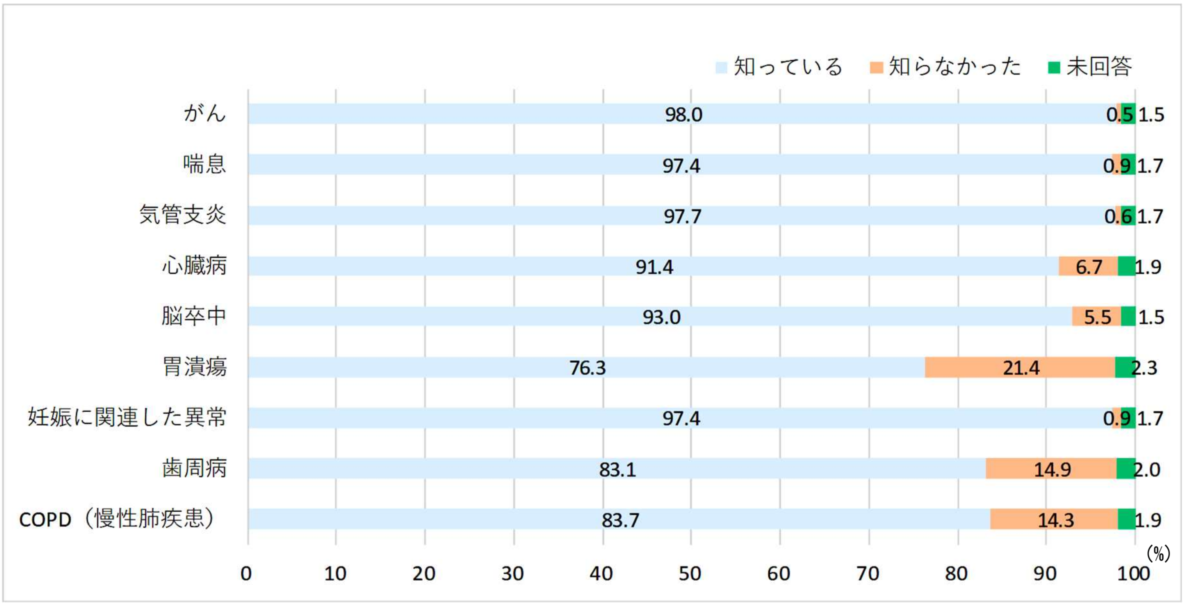

【図22】受動喫煙の害に関する知識

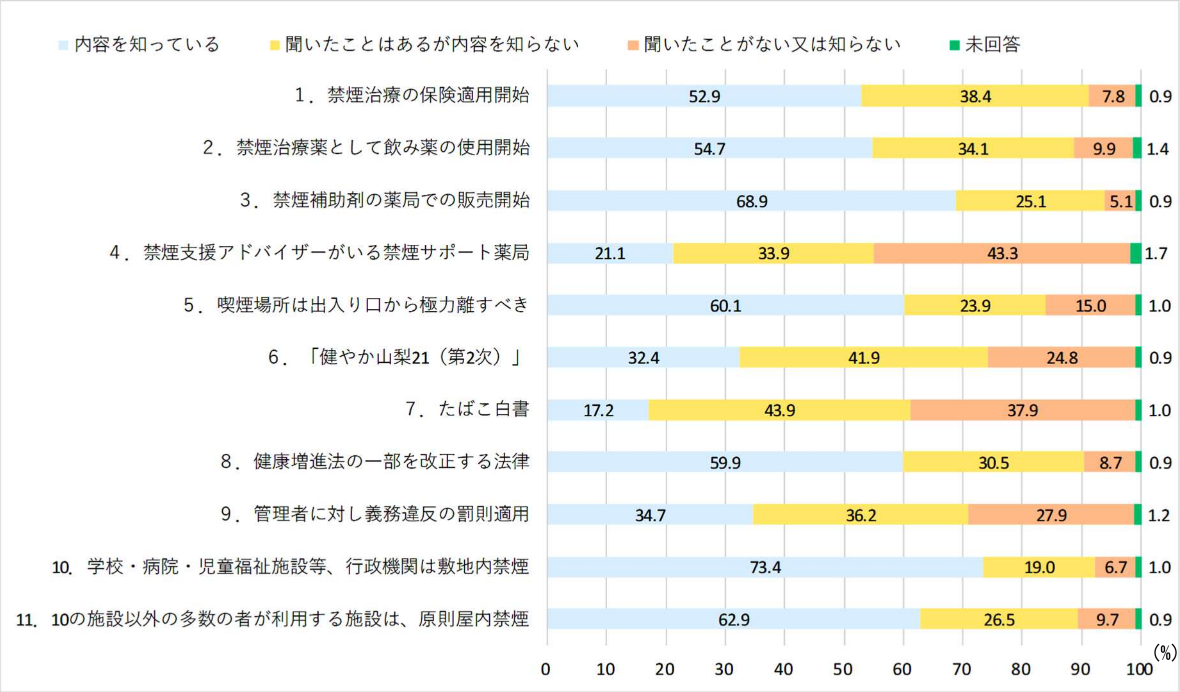

【図23】たばこに関する情報についての認知度

第３　まとめ

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行（令和２年４月１日）されてから2回目の調査である。

調査結果から以下が課題としてあげられる。

１　喫煙率の年次推移を見ると、今回の調査では、男性 25.1％であり、前回の調査より微増している。女性については 6.0%で、ほぼ横ばい傾向である。事業所別にみると、平均より喫煙率の高い事業所もあるため、更にたばこ対策の取り組みを強化する必要がある。また、年代別にみると男女とも 40 歳代が一番高く、次いで 50 歳代が高い。改正健康増進法が施行される前と後で、喫煙率に大きな変化は見られなかった。

２　職場の喫煙対策では、自施設の分類型の理解度を第一種施設の「敷地内禁煙」は 97%で理解されており、改正健康増進法が浸透していると考えられる。ただし、敷地内禁煙であるにもかかわらず約 20%の施設で屋外に喫煙場所を設けており、設置理由としては「職員（従業員）に禁煙を強制できない」が一番であり、喫煙に対する個人への意識改革を啓発していく必要がある。

また、第二種施設の「原則屋内禁煙」について、約 20%の施設で自施設の分類型を理解していないため、引き続き改正健康増進法の施設種別について周知を続けていく必要がある。

屋外喫煙場所については、大部分の事業所で「敷地の隅」「普段人の通らないところ」等、望まない受動喫煙防止に理解が進んでいるようだが、一部では「出入り口横」や「玄関横」などに設置している事業所もあり、受動喫煙防止の配慮義務についての啓発も必要と考える。

３　従業員への喫煙対策について、「実施している」は 52.1%、「実施していない」が 47.5%であった。対策を進める上での課題は「喫煙者からの支援の要望がない」であり、喫煙対策を実施していない理由は「禁煙を強制できない」が一番多く、この傾向は前回調査と変わっていない。その他、実施していない理由の中に「個人の自由を侵害」や「個人の意思に任せる」との回答もあり、事業所内において喫煙者個人の意識と職場環境との兼ね合いが課題と考える。

４　たばこに関する知識では、受動喫煙が健康や妊娠に影響を与えることの認識は浸透しているが、たばこに関する情報で「禁煙支援アドバイザーがいる禁煙サポート薬局・薬店」の認知度が 21.1%と低いため、身近なところで禁煙支援や相談ができる体制があることを、さらに周知啓発していく必要がある。また、約 40%の人が健康増進法の改正について「内容を知らない」「聞いたことがない」と回答しており、法律の罰則規定の認知度も約３５%と低いため、引き続き周知が必要である。